

川崎市病院局規程第16号

川崎市病院局企業職員の級別の基準となるべき職務の内容を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局企業職員の級別の基準となるべき職務の内容を定める規程
の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員の級別の基準となるべき職務の内容を定める規程（平成17年川崎市病院局規程第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2の病院企業職給料表（4）の適用職員の表中

「

歯科衛生士	短大3卒	4
	短大2卒	6
	高校専攻科卒	7

」

を

「

歯科衛生士	大学卒	3
	短大3卒	4
	短大2卒	6
	高校専攻科卒	7

」

に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。